

東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金交付要綱

制定	令和4年11月28日付4福保医政第1594号
一部改正	令和5年7月12日付5保医医政第113号
一部改正	令和6年1月17日付5保医医政第923号
一部改正	令和6年10月8日付6保医医政第1097号
一部改正	令和6年10月28日付6保医医政第1351号
一部改正	令和7年3月31日付6保医医政第2263号
一部改正	令和7年9月22日付7保医医政第1176号

(目的)

第1条 この支援金は、医療機関等が東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金実施要綱(令和4年11月28日付4福保医政第1594号。以下「実施要綱」という。)に要する経費について、東京都が予算の範囲内で補助することにより、事業の円滑な推進を図ることを目的とし、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付対象医療機関等)

第2条 本要綱に定める支援金の交付を受けることができる者は、実施要綱第3条に掲げる者とする。

なお、歯科技工所については、次条に定める交付対象期間中に保険診療に係る案件を歯科医師に納品した実績があるものに限る。

2 次に掲げる団体は、この要綱に基づく支援金の交付の対象としない。

- 一 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- 二 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者又は構成員に暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの

(交付対象期間)

第3条 本要綱に定める支援金の交付対象期間は、令和7年4月1日から同年12月31日までとする。

(支援金の交付額)

第4条 支援金の額は、前条の交付対象期間ごとに、次の表に掲げる各項目の合計額とする。なお、病院、有床診療所及び有床助産所について、各項目の算定方法に基づき算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

	交付対象 医療機関等	基準単価	算定方法
食 材 費	病院 有床診療所 有床助産所	1日1人当たり15円	15円に交付対象期間の延べ入院患者数を乗じて得た額

光熱費	病院 有床診療所 有床助産所	基本額 117,000 円に、 1 床当たり 21,000 円を 加えた額	117,000 円に、21,000 円に許可病床数 (有床助産所にあつては入所定員数) を乗じて得た額を加えた額。なお休棟 中の病床は含まない。 ・交付対象期間内に許可病床数が増減 した場合は、期間を通じて稼働してい る許可病床数に基づき交付額を算定す るものとする。
	無床診療所 歯科診療所 無床助産所	1 施設あたり 117,000 円	—
	施術所 歯科技工所	1 施設あたり 58,500 円	—

(交付申請)

第 5 条 本支援金の交付を受けようとする実施要綱第 3 条の 1 に掲げる者のうち病院及び有床診療所並びに実施要綱第 3 条の 2 に掲げる者のうち有床助産所は、支援金交付申請書(別記第 1 号様式)を記入の上、知事が定める期日までに申請を行うものとする。

(交付決定)

第 6 条 知事は、前条の規定により申請者から交付申請があつたとき、適正と認める場合は支援金の交付決定を行い、申請者に通知する。

なお、この場合において、適正な交付を行うため知事が必要と認めるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて、交付の決定をすることができるものとする。

(実績報告)

第 7 条 前条の規定により交付決定を受けた医療機関等は、知事が定める期日までに支援金実績報告書(別記第 2 号様式)を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第 8 条 知事は、前条の規定による事業実績の報告があつたときは、実績報告書を審査し、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、交付対象医療機関へ通知する。

なお、交付決定額を超えて額の確定を行うことはできない。

(交付申請及び実績報告)

第 9 条 本支援金の交付を受けようとする実施要綱第 3 条の 1 に掲げる者のうち無床診療所及び歯科診療所並びに実施要綱第 3 条の 2 に掲げる者のうち無床助産所並びに実施要綱第 3 条の 3 及び 4 に掲げる者は、交付申請兼実績報告(別記第 4-1 号様式又は別記第 4-2 号様式)を記入の上、知事が定める期日までに申請を行うものとする。

(交付決定及び支援金の額の確定)

第 10 条 知事は、前条により支援者から交付申請兼実績報告に係る申請があったとき、申請内容を適正と認めるときは、支援金の交付決定及び交付すべき額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(申請の撤回)

第 11 条 申請者は、第 6 条又は前条の規定による支援金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の日から 14 日以内に申請の撤回をすることができる。

(交付の条件)

第 12 条 この補助事業により支援金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して支援金等の交付を受けてはならない。

(申請のみなし取下げ)

第 13 条 第 7 条に定める実績報告書について、知事が定める期日までに提出がなかった場合は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

また、知事が第 5 条に定める支援金交付申請書又は第 7 条に定める実績報告書（以下「申請書等」という。）を受け付けた後、申請書等の不備があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(支援金の支払い)

第 14 条 知事は、実施要綱第 3 条の 1 に掲げる者のうち病院及び有床診療所並びに実施要綱第 3 条の 2 に掲げる者のうち有床助産所に対する支援金について、支援金交付決定後、交付決定額のうち 7 割を概算払により交付し、残額（第 8 条で確定した額から概算払により交付した額を差し引いた額）を精算払により交付することとする。第 8 条で確定した額が概算払額を下回った場合、申請者は速やかに差額を返納するものとする。

また、知事は、実施要綱第 3 条の 1 に掲げる者のうち無床診療所及び歯科診療所並びに実施要綱第 3 条の 2 に掲げる者のうち無床助産所並びに実施要綱第 3 条の 3 及び 4 に掲げる者に対する支援金について、第 10 条で額を確定した後、速やかに交付するものとする。

なお、申請に係る内容の不備による振込不能等があり、都が補正を求めたにもかかわらず、その内容等の補正が行われず、支払ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(精算)

第 15 条 実施要綱第 3 条の 1 に掲げる者のうち病院及び有床診療所並びに実施要綱第 3 条の 2 に掲げる者のうち有床助産所が、第 8 条の額の確定通知を受領したときは、別記第 3 号様式による精算報告書を知事に提出し、速やかに支援金を精算しなければならない。

(決定の取消し)

第 16 条 知事は、本要綱に定める支援金の交付を受けた後に、支援金の交付決定を受けた者（以下「支援金交付事業者」という。）が偽りその他不正の手段により支援金

の給付を受けたことが明らかとなった場合、又は支援金交付事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至った場合、交付決定の全部又は一部を取り消す。

2 知事は、本要綱に定める支援金の交付を受けた後に、事情の変更により特別の必要が生じたときは、支援金交付事業者に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

（支援金の返還）

第 17 条 知事は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消に係る部分に関し、期限を定めて返還を命じるものとする。

（事業完了後の調査等）

第 18 条 支援金交付事業者は、支援金交付事業の完了後であっても、都の求めに応じて、調査等の依頼に協力するものとする。

（その他）

第 19 条 本事業の施行に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱による改正後の規定は、令和 7 年度以降の年度の予算に係る支援金について適用し、令和 6 年度の予算に係る支援金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 22 日から施行する。

この要綱による改正後の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで継続して事業を実施している医療機関等について適用し、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで継続して事業を実施していた医療機関等であつて令和 7 年 10 月 1 日以降に事業の廃止又は休止等により事業を継続しなかつた医療機関等に係る支援金については、なお従前の例による。